

# 一般社団法人日本人類遺伝学会評議員・役員選出細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本人類遺伝学会（以下、「当法人」という）定款第15条及び第28条の規定に基づき、この法人の評議員及び理事・監事（以下、「役員」という）を選任するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 評議員

### (選出方法)

第2条 評議員は、正会員による評議員選挙により選出する。

2. 評議員は、第4条に定める被選挙権を持つ正会員で、別に選挙管理委員会が作成した被選挙人名簿より選出する。
3. 被選挙人名簿を以下の4つの領域群に区分し、第3条にしたがって定まる評議員定数のうち半数を、各領域群に所属する正会員数比に従って振り分ける。

領域は以下のA-D群に分類する。

A群：臨床に関わる医師。A群には、診療科目による細目領域群を設定する。

ただし、細目領域の設定は理事会の決定に委任する。

B群：医師以外の認定制度有資格者と医療職者

C群：研究者ただし医師は基本領域専門医ではないものとする。

D群：A-C群以外の会員

4. 専門領域各群の当選者を得票順に選出する。
5. 上記4の当選者を除き、群の区分と関係なく、第3条に定める定数の4割を得票順に選出する。
6. ただし、上記4,5の中で評議員が選出されていない都道府県がある場合は、当該都道府県の得票第1位の者を選出し、5で選出された者の下位順に入れ替える。
7. 本法人の活動に多大な貢献が期待される者について、上記3,4,5,6の結果にかかわらず、被選挙人名簿の中から、第3条に定める定数の1割を、理事会の推薦により評議員に選出する。この場合、理事会は次点以下の得票数を参考にすることができる。

### (定数)

第3条 評議員の定数は、正会員20名ごとに評議員1名を選出する方法により決定するものとする。

(選挙権及び被選挙権)

第4条 評議員の選挙権を有するのは前年度までに当法人の正会員の資格を得ていた者とする。

2. 評議員の被選挙権を有するのは前年度までに4年以上の正会員歴を有し、会費を完納している者とする。なお評議員として当法人の発展に貢献できることを示す研究業績をもつことが望ましく、以下のいずれかを満たすことを条件とする。

(1) 被選挙権を確定する際に、その時点より過去4年間に、Journal of Human Genetics あるいは Human Genome Variation に1報以上の論文掲載があること。共著者も可とする。

(2) 被選挙権を確定する際に、その時点より過去4年の当法人の学術集会において、First author もしくは corresponding author として発表があること。

(任期)

第5条 評議員の任期は、選任の4年後に実施される評議員選挙により新たな評議員が選出されるまでとする。

2. 評議員の再任は、これを妨げない。

(選挙)

第6条 評議員選挙の通知、被選挙人名簿および投票に関する案内は選挙管理委員会名で通達する。

2. 評議員の投票は、定員数を選挙管理委員会が指定する投票方法に従って投票する。

3. 定員を超える同数得票者が生じた場合は何れも当選とする。

(欠員)

第7条 評議員に以下の事由により欠員が生じた場合、理事の推薦により理事長が承認した者を後任候補者として選出し、理事会において承認を得て評議員とする。その場合、理事会は選挙結果の次点以下の得票数を参考にすることができる。また、後任の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

①名誉会員に推薦された場合

②会員資格を喪失した場合

③辞退の申し出があり、理事長が受理をした場合

### 第3章 役員

(選出方法)

第8条 理事は11名を、評議員による選挙で候補者を選出し、社員総会の決議によって

選出する。11名を超える同数得票者が生じた場合の選出は理事長に一任する。

2. 監事は2名を、評議員による選挙で候補者を選出し、社員総会の決議によって選出する。

2名を超える同数得票者が生じた場合の選出は理事長に一任する。

3. 理事のうち2名は理事会が推薦し、社員総会の決議によって選出する。
4. 理事と監事は併任することができない。役員選挙において、両方に当選した場合は、理事を優先させる。

(定数)

第9条 役員の数、理事は13名、監事は2名とする。

(選挙権及び被選挙権)

第10条 役員選挙権及び被選挙権を有するのは評議員とする。

(任期)

第11条 役員再任は、これを妨げない。ただし理事長の任期は、2期4年を超えることはできない。

(理事長選挙)

第12条 理事長は1名を、評議員による選挙で候補者を選出し、社員総会の承認を得て理事会で決定する。

2. 理事長の選出は投票数の過半数以上の得票を得ることを条件とし、最初の投票で過半数に達するものがないときは、上位2名の決選投票を行う。その結果同数となった場合は、初回の選挙において得票数の多かったものを当選者とする。

(欠員)

第13条 役員に欠員が生じた場合、選挙の次点者を役員に選出する。

## 第4章 選挙管理

(選挙管理委員会)

第14条 この規則による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会(以下、「委員会」とする)が行う。但し、選挙に関して管理執行以外の事務は、当法人事務局において行う。

- 2 委員会委員は、理事長が理事会の議を経て、正会員から委嘱する。
- 3 委員会委員の任期は、選挙実施年に任命後、次に開催される社員総会の終了の日ま

でとする。

(補足)

第 15 条 この規則に定めがなく、選挙の実施に関し必要な事項は、その都度委員会が定める。

附則

1. この規定の変更は、理事会の決定により行う。
2. この規則は、平成 30 年 10 月 10 日より施行する。